

## 規 則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十二号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二に次の一項を加える。

2 その自然的、社会経済的条件から判断して前項に規定する基準（別表第一の二に掲げるものに限る。）の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域内において行われる条例第十二条第三項各号に掲げる行為については、知事は、それぞれ当該基準の特例を定めることができる。

様式第一号から様式第一号の二十三までの規定中「㊸」を削る。

様式第二号の一から様式第三号の六までの規定中「㊸先」を「㊸先」に改め、

「㊸」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県立自然公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。